

NPO 法人ミニミニ外国 in 広島会員入会申込書・寄付申込書

ミニミニ外国 in 広島は 2014 年 11 月 19 日より NPO 法人ミニミニ外国 in 広島に生まれ変わりました。NPO 法人は会員の皆様の会費及び寄付金によって運営し、社会貢献のために活動しております。NPO 法人ミニミニ外国 in 広島でも、当 NPO 法人の目的および事業に賛同し、主体的に活動を担ってくださる方、地域活性化への貢献のため積極的な参加が可能な個人・団体（企業）会員を募集しています。もしくは積極的に活動に参加することはできないが趣旨にご賛同いただける方からの寄付金も併せて募集しています。

会員規定

2014年12月15日施行

（目的）

第1条 この規定は、この法人の会員がこの法人の運営および諸事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。

（性格）

第2条 この法人の会員は、この法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、新しい市民社会の実現に寄与するものである。

（会員の範囲と義務）

第3条 この法人の会員は、定款第6条に定める種別の通りとし、定款第8条の規定により、本規定第4条の会費を納入しなければならない。

（会費）

第4条 定款第8条による会費は、次の通りとする。

（1）正会員（本法人の目的に賛同して、活動及び事業を推進する個人・団体会員および企業）

個人会員 年会費 5,000円

団体会員 年会費 10,000円

（2）賛助会員（本法人の目的に賛同して事業を賛助する個人および団体会員）

個人会員 年会費 3,000円

団体会員 年会費 5,000円

2 年会費は、毎年11月1日より翌年10月31日までの1か年の会費をいう。

（会費の納入）

第5条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度の中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会の際に納入するものとする。

（役割）

第6条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

（1）正会員は総会への出席

（2）事業活動への参加

（特典）

第7条 会員は、この法人が開催するイベント等に優先的に参加することができる。

2 会員には活動をご報告する会報（年2回）を発行する。

3 正会員には、プレミアムメンバーズカード（特典付）を発行する。

（規定の変更）

第8条 この規定は、総会の議決によって変更することができる。

このページをプリントしてFAXして下さい！！

(FAX 番号 082-205-7570)

入会日 【 】年【 】月【 】日

氏名 姓【 】名【 】(尚、団体および企業の場合は代表者名)

ふりがな 姓【 】名【 】

住所 〒【 】

【 】

性別 (いずれかに○) 男性 女性

生年月日 西暦【 】年【 】月【 】日

連絡先 【 】-【 】-【 】

職業 (いずれかに○) 中学生、高校生、専門学校生、短大生、大学生、大学院生、
その他学生、専業主婦、家事手伝い、会社員、公務員、自営業
フリーター・アルバイト、アーティスト・クリエイター
その他()

会員種別・寄付種別 (いずれかに○および金額をご記入ください)

- ・正会員 (個人) 年会費 5,000 円
- ・正会員 (団体) 年会費 10,000 円
- ・賛助会員 (個人) 年会費 3,000 円
- ・賛助会員 (団体) 年会費 5,000 円
- ・寄付 (個人) 【 】円
- ・寄付 (団体) 【 】円

団体の場合は団体名もしくは企業名をご記入ください。

会員のお名前をホームページ等で公表してもよろしいですか? (いずれかに○)

Yes No

Noの場合ニックネームでよろしければお書きください 【 】

FAX 送信後 1 週間以内に申込者のお名前か団体名を明記のうえ下記の口座へお振込みください

振込先：広島銀行 高陽支店 普通口座：3207213

口座名義：特定非営利活動法人 ミニミニ外国 in 広島 理事長 宮井 ふみ子

誠に申し訳ございませんが振り込み手数料は振込者でご負担をお願いいたします。

NPO 法人ミニミニ外国 in 広島 事務局宮井

広島市安佐北区落合南 9-2-13-802

TEL・FAX：082-205-7570

E-mail：info@miniminifh.com

Home Page：http://www.miniminifh.com